

最高裁判所説明資料

長期の実審理期間を要した事件の裁判員等選任手続の状況等

裁判所	判決年月日	処断罪名	実審理期間	選定された裁判員候補者数	選任手続への出席人数	辞退が認められた人数
神戸地裁姫路支部	平成30年11月8日	殺人	207日	700	77	614
神戸地裁姫路支部	平成31年3月15日	殺人	166日	800	63	698
名古屋地裁	平成28年11月2日	殺人	160日	400	85	286

- (注) 1 裁判員制度施行から令和元年10月末までの間までに終局した裁判員裁判対象事件を調査。
 2 実審理期間は、第1回公判期日から終局(判決宣告)までの期間であり、審理等が行われなかった日や土日祝日を含む。
 なお、次の事件は、(1)～(3)の方法により算出した。
 (1) 区分審理を行ったものについては、裁判員が参加した審理が行われた期間の合計を実審理期間とした。
 (2) 裁判官のみで第1回公判を開いた後、裁判員裁判対象事件で追起訴があったため裁判員の参加する合議体で審理されて終局したものについては、裁判員が参加した審理が行われた期間を実審理期間とした。
 (3) 東日本大震災の影響等で公判期日が延期され、裁判員が解任されたものについては、改めて選任された裁判員の参加した審理が行われた期間を実審理期間とした。
 3 実人員建てであり、速報値である。